

平成25年11月1日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 大塚 郁夫
参事役 村瀬 智之
(電話直通 03 - 5344 - 1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03 - 5344 - 1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成25年度上半期(平成25年4月～平成25年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者()	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 沖縄事務センター 職種 一般職	戒告	(平成25年) 7月10日	正当な理由なく欠勤を繰り返したもの
2	所属 室蘭年金事務所 北海道 役職 副所長(年金記録課長併任) 現在は北海道事務センターグループ長	戒告	9月20日	ねんきん定期便等の処理を遅延させていたもの
3	所属 兵庫事務センター 役職 グループ長 現在は大阪事務センター参事役	戒告	9月27日	年金請求書等の事務処理遅延等に関する管理監督責任

被処分者の所属及び職種・役職は、行為時のもの

以上